

◎鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案新旧対照表
 ○鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第三百三十四号）（抄）（第一条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条〔略〕</p> <p>2 この法律において「有害鳥獣」とは、農林水産業等に係る被害の原因となつてゐる鳥獣をいう。</p> <p>3〔略〕</p> <p>（地方公共団体の役割） 第二条の二 市町村は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況等に応じ、第四条第一項に規定する被害防止計画の作成及びこれに基づく被害防止施策（鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための施策をいう。以下同じ。）の実施その他の必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 都道府県は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況、市町村の被害防止施策の実施の状況等を踏まえ、この法律に基づく措置その他の鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>（定義） 第二条〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>2〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>

(基本指針)

第三条 農林水産大臣は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2～5 [略]

(被害防止計画)

第四条 [略]

2 被害防止計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 [略]

二 当該市町村の区域内における有害鳥獣であつて被害防止計画の対象とするもの(以下「対象鳥獣」という。)の種類

三～五 [略]

五の二 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生

じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

六～八 [略]

3～5 [略]

6 都道府県知事は、被害防止計画が当該市町村の有害鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況に基づいて作成される必要がある、かつ、当該市町村がその状況を適確に把握することができる立場にあることを踏まえ、前項前段の協議を行うものとする。

(基本指針)

第三条 農林水産大臣は、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための施策(以下「被害防止施策」という。)を総合的かつ効果的に実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2～5 [略]

(被害防止計画)

第四条 [略]

2 被害防止計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 [略]

二 当該市町村の区域内における農林水産業等に係る被害の原因となつてゐる鳥獣であつて被害防止計画の対象とするもの(以下「対象鳥獣」という。)の種類

三～五 [略]

[新設]

六～八 [略]

3～5 [略]

6 都道府県知事は、被害防止計画が当該市町村の鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況に基づいて作成される必要がある、かつ、当該市町村がその状況を適確に把握することができる立場にあることを踏まえ、前項前段の協議を行うものとする。

75 11 [略]

(協議会)

第四条の二 市町村は、単独で又は共同して、被害防止計画の作成及び変更に関する協議並びに被害防止計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村のほか、農林漁業団体、被害防止施策の実施に携わる者及び地域住民並びに学識経験者その他の市町村が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県知事に対する要請等)

第七条の二 市町村長は、当該市町村が行う被害防止計画に基づく被害防止施策のみによっては対象鳥獣による当該市町村の区域内における農林水産業等に係る被害を十分に防止することが困難であると認めるときは、都道府県知事に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による要請があったときは、速やかに必要な調査を行い、その結果必要があると認めるときは、特定鳥獣保護管理計画の作成若しくは変更又はその実施その他の当該都道府県の区域内における有害鳥獣による農林水産業等に係る被害

75 11 [略]

(新設)

(新設)

を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第八条 国及び都道府県は、市町村が行う被害防止計画に基づく被害防止施策が円滑に実施されるよう、対象鳥獣の捕獲等に要する費用に対する補助その他当該被害防止施策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(鳥獣被害対策実施隊の設置等)

第九条 [略]

2・3 [略]

4 第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員は、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に従事するほか、市町村長の指示を受け、有害鳥獣の捕獲等で住民の生命、身体又は財産に係る被害を防止するため緊急に行う必要があるものに従事する。

5 第三項第二号に掲げる鳥獣被害対策実施隊員は、非常勤とする。

6・7 [略]

(捕獲等をした対象鳥獣の適正な処理及び食品としての利用等)

第十条 国及び地方公共団体は、被害防止計画に基づき捕獲等をした対象鳥獣の適正な処理及び食品としての利用等その有効な利用を図るため、必要な施設の整備充実、環境に悪影響を及ぼすおそれ

(財政上の措置)

第八条 国及び都道府県は、市町村が行う被害防止計画に基づく被害防止施策が円滑に実施されるよう、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(鳥獣被害対策実施隊の設置等)

第九条 [略]

2・3 [略]

[新設]

4 前項第二号に掲げる鳥獣被害対策実施隊員は、非常勤とする。

5・6 [略]

(捕獲等をした対象鳥獣の処理)

第十条 国及び地方公共団体は、被害防止計画に基づき捕獲等をした対象鳥獣が適正に処理されるよう、当該対象鳥獣に関し、処理するための施設の充実、環境に悪影響を及ぼすおそれのない処理方法そ

ない処理方法その他適切な処理方法についての指導、有効な利用方法の開発、食品としての利用に係る技術の普及、加工品の流通の円滑化その他の必要な措置を講ずるものとする。

〔報告、勧告等〕

第十条の二 農林水産大臣又は都道府県知事は、市町村長に対し、当該市町村における被害防止施策の実施等に関し必要があると認めるときは、報告を求め、又は必要な勧告、助言若しくは援助をすることができ。

〔国、地方公共団体等の連携及び協力〕

第十二条 〔略〕

2 地方公共団体は、被害防止施策を効果的に実施するため、被害防止計画の作成及び実施等に当たっては、当該地方公共団体における有害鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況等に応じ、地方公共団体相互の広域的な連携協力を確保しなければならない。

3 〔略〕

4 農林漁業団体その他の関係団体は、自主的に有害鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に努めるとともに、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施その他の国及び地方公共団体が講ずる被害防止施策に協力するよう努めなければならない。

〔被害の状況、有害鳥獣の生息状況等の調査〕

の他適切な処理方法についての指導、有効な利用方法の開発その他の必要な措置を講ずるものとする。

〔新設〕

〔国、地方公共団体等の連携及び協力〕

第十二条 〔略〕

2 地方公共団体は、被害防止施策を効果的に実施するため、被害防止計画の作成及び実施等に当たっては、当該地方公共団体における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況等に応じ、地方公共団体相互の広域的な連携協力を確保しなければならない。

3 〔略〕

4 農林漁業団体その他の関係団体は、自主的に鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に努めるとともに、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施その他の国及び地方公共団体が講ずる被害防止施策に協力するよう努めなければならない。

〔被害の状況、鳥獣の生息状況等の調査〕

第十三条 国及び地方公共団体は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、有害鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況、有害鳥獣の生息の状況及び生息環境その他有害鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関し必要な事項について調査を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、有害鳥獣に関し、その生息環境等を考慮しつつ適正と認められる個体数についての調査研究を行うものとする。

3 国及び地方公共団体は、前二項の規定による調査及び研究の結果を公表するとともに、基本指針の策定又は変更、被害防止計画の作成又は変更その他この法律の運用に当たって、適切にこれらを活用しなければならない。

(被害原因の究明、調査研究及び技術開発の推進等)

第十四条 国及び都道府県は、被害防止施策の総合的かつ効果的な実施を推進するため、前条第一項の規定による調査の結果等を踏まえ、有害鳥獣による農林水産業等に係る被害の原因を究明するとともに、有害鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関し、調査研究及び技術開発の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

(人材の育成)

第十五条 国及び地方公共団体は、有害鳥獣の習性等有害鳥獣による

第十三条 国及び地方公共団体は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況、農林水産業等に係る被害に係る鳥獣の生息の状況及び生息環境その他鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関し必要な事項について調査を行うものとする。

[新設]

2 国及び地方公共団体は、前項の調査の結果を公表するとともに、基本指針の策定又は変更、被害防止計画の作成又は変更その他この法律の運用に当たって、適切にこれを活用しなければならない。

(被害原因の究明、調査研究及び技術開発の推進等)

第十四条 国及び都道府県は、被害防止施策の総合的かつ効果的な実施を推進するため、前条第一項の規定による調査の結果等を踏まえ、鳥獣による農林水産業等に係る被害の原因を究明するとともに、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関し、調査研究及び技術開発の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

(人材の育成)

第十五条 国及び地方公共団体は、鳥獣の習性等鳥獣による農林水産

農林水産業等に係る被害の防止に関する事項について専門的な知識経験を有する者、有害鳥獣の捕獲等について技術的指導を行う者その他の有害鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に寄与する人材の育成を図るため、研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

〔有害鳥獣の捕獲等に関わる人材の確保に資するための措置〕

第十六条 国及び地方公共団体は、有害鳥獣の捕獲等に従事する者の当該捕獲等に従事するため必要な手続に係る負担の軽減に資するため、これらの手続の迅速化、狩猟免許及び猟銃の所持の許可並びにこれらの更新を受けようとする者の利便の増進に係る措置その他のこれらの手続についての必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、有害鳥獣の捕獲等に関わる人材の確保に資するため、有害鳥獣の捕獲等への貢献に対する報償金の交付、射撃場の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

〔必要な予算の確保等〕

第十六条の二 国及び地方公共団体は、被害防止施策（第十条及び第十三条から前条までの措置を含む。）を講ずるために必要な予算の確保に努めるものとする。

2 都道府県は、前項の規定により必要な予算を確保するに当たって

業等に係る被害の防止に関する事項について専門的な知識経験を有する者、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等について技術的指導を行う者その他の鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に寄与する人材の育成を図るため、研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

〔狩猟免許等に係る手続的な負担の軽減〕

第十六条 国及び地方公共団体は、被害防止施策の実施に携わる者の狩猟免許等に係る手続的な負担の軽減に資するため、これらの手続の迅速化、狩猟免許又はその更新を受けようとする者の利便の増進に係る措置その他のこれらの手続についての必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

〔新設〕

〔新設〕

は、狩猟税の収入につき、その課税の目的を踏まえた適切かつ効果的な活用に配意するものとする。

(国民の理解と関心の増進)

第十七条 国及び地方公共団体は、有害鳥獣の習性等を踏まえて有害鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止することの重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、有害鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する知識の普及及び啓発のための広報活動その他必要な措置を講ずるものとする。

(国民の理解と関心の増進)

第十七条 国及び地方公共団体は、鳥獣の習性等を踏まえて鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止することの重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する知識の普及及び啓発のための広報活動その他必要な措置を講ずるものとする。

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）（抄）（第二条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（銃猟の制限）</p> <p>第三十八条 日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）をしてはならない。ただし、住民の安全を確保するため日出前及び日没後であっても銃猟をすべき差し迫った必要がある場合で市町村長又は都道府県知事から当該銃猟をすべき旨の要請を受けてするときは、この限りでない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（狩猟免許の有効期間）</p> <p>第四十四条 狩猟免許の有効期間は、当該狩猟免許に係る狩猟免許試験を受けた日から起算して五年を経過した日の属する年の九月十日までの期間とする。</p> <p>2 第五十一条第三項の規定により更新された狩猟免許の有効期間は、五年とする。</p>	<p>（銃猟の制限）</p> <p>第三十八条 日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）をしてはならない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（狩猟免許の有効期間）</p> <p>第四十四条 狩猟免許の有効期間は、当該狩猟免許に係る狩猟免許試験を受けた日から起算して三年を経過した日の属する年の九月十日までの期間とする。</p> <p>2 第五十一条第三項の規定により更新された狩猟免許の有効期間は、三年とする。</p>

改正案	現行
<p>（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）</p> <p>第五条の二〔略〕</p> <p>2・3〔略〕</p> <p>4 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による許可の申請に係る猟銃がライフル銃（銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分をこえるものをいう。以下同じ。）である場合には、当該ライフル銃の所持の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する者でなければ、許可をしてはならない。</p> <p>一 狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するためライフル銃を所持しようとする者にあつては、ライフル銃による獣類の捕獲（殺傷を含む。以下同じ。）を職業とする者、事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者又は継続して五年以上第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けている者</p> <p>二〔略〕</p> <p>5 第三項第二号に掲げる者として第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者についての前項第一号の規定の適用については、同号中「継続して五年以上第四条第一項第一号」と</p>	<p>（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）</p> <p>第五条の二〔略〕</p> <p>2・3〔略〕</p> <p>4 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による許可の申請に係る猟銃がライフル銃（銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分をこえるものをいう。以下同じ。）である場合には、当該ライフル銃の所持の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する者でなければ、許可をしてはならない。</p> <p>一 狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するためライフル銃を所持しようとする者にあつては、ライフル銃による獣類の捕獲（殺傷を含む。以下同じ。）を職業とする者、事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者又は継続して十年以上第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けている者</p> <p>二〔略〕</p> <p>5 第三項第二号に掲げる者として第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者についての前項第一号の規定の適用については、同号中「継続して十年以上第四条第一項第一号」と</p>

あるのは、「第八条第一項第八号の規定により許可が効力を失った日前において継続して第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けていた期間と前項第二号に掲げる者として第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けた日以後において継続して同号の規定による猟銃の所持の許可を受けている期間とを通算して五年以上同号」とする。

6
〔略〕

（猟銃又は空気銃の許可の有効期間）

第七条の二 第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の有効期間（次条第二項の規定により更新された許可の有効期間を除く。）は、当該許可を受けた日の後のその者の五回目の誕生日（その者の誕生日が二月二十九日であるときは、その者の誕生日は二月二十八日であるものとみなす。次項において同じ。）が経過するまでの期間とする。

2 次条第二項の規定により更新された許可の有効期間は、更新前の許可の有効期間が満了した後のその者の五回目の誕生日が経過するまでの期間とする。

附則

（猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習についての当面の措置）

10 第五条の五の規定は、当分の間、適用しない。この場合において、第三条第一項第四号の二の二及び第三条の三第一項第五号の二

あるのは、「第八条第一項第八号の規定により許可が効力を失った日前において継続して第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けていた期間と前項第二号に掲げる者として第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けた日以後において継続して同号の規定による猟銃の所持の許可を受けている期間とを通算して十年以上同号」とする。

6
〔略〕

（猟銃又は空気銃の許可の有効期間）

第七条の二 第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の有効期間（次条第二項の規定により更新された許可の有効期間を除く。）は、当該許可を受けた日の後のその者の三回目の誕生日（その者の誕生日が二月二十九日であるときは、その者の誕生日は二月二十八日であるものとみなす。次項において同じ。）が経過するまでの期間とする。

2 次条第二項の規定により更新された許可の有効期間は、更新前の許可の有効期間が満了した後のその者の三回目の誕生日が経過するまでの期間とする。

附則

（関係法令の一部改正）

10 出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

の規定は適用せず、第三条第一項第二号及び第四号の二、第三条の第三項第二号並びに第五条の二第三項第一号及び第二号の規定の適用については、第三条第一項第二号中「第五条の五第一項の講習（第四号の二の二並びに第三条の三第一項第二号及び第五号の二において「技能講習」という。）の用に供するため、又は」とあるのは「又は」と、同項第四号の二中「次号、第三条の三第一項第七号及び第五条の五第四項」とあるのは「第三条の三第一項第七号」と、第三条の三第一項第二号中「技能検定若しくは技能講習」とあるのは「技能検定」と、第五条の二第三項第一号中「所持している者（当該猟銃に係る第五条の五第二項の技能講習修了証明書（次号において「技能講習修了証明書」という。）の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者又は当該種類の猟銃に係る射撃競技で政令で定めるものに参加する選手若しくはその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者に限る。）」とあるのは「所持している者」と、同項第二号中「経過しないもの（当該許可を受けて所持していた猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者に限る。）」とあるのは「経過しないもの」とする。

〔削除〕

第五条第一項第八号中「銃砲刀剣類等所持取締令（昭和二十五年政令第三百三十四号）」を「銃砲刀剣類等所持取締法（昭和三十三年法律第六号）」に改める。

11 関税法の一部を次のように改正する。

第七十四条中「又は刑事訴訟法」を「刑事訴訟法」に改め、「若しくは国庫に帰属したもの」の下に「又は銃砲刀剣類等所持取締法（昭和三十三年法律第六号）」の規定により売却され、若しくは国庫に帰属したもの」を加える。第九十七条第二項中「遺失物法（明治

[削除]

三十二年法律第八十七号)の下に「又は銃砲刀剣類等所持取締法」を加える。

12) 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第百十五条の見出し中「銃砲刀剣類等所持取締令」を「銃砲刀剣類等所持取締法」に改め、同条中「銃砲刀剣類等所持取締令(昭和二十五年政令第三百三十四号)第二十五条」を「銃砲刀剣類等所持取締法(昭和三十二年法律第六号)第二十八条」に改める。

改正案	現行
<p>附則 （狩猟税の税率の特例）</p> <p>第三十二条 平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第七百条の五十二第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率とする。</p> <p>一 対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第三百三十四号）<u>第九条</u>第六項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。）に係る狩猟者の登録</p> <p>二 [略]</p>	<p>附則 （狩猟税の税率の特例）</p> <p>第三十二条 平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第七百条の五十二第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率とする。</p> <p>一 対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第三百三十四号）<u>第九条</u>第五項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。）に係る狩猟者の登録</p> <p>二 [略]</p>